



## 山中俊夫教授 略年譜および主要著作目録

著者	同志社法學會
雑誌名	同志社法學
巻	57
号	6
ページ	549-556
発行年	2006-02-28
権利	同志社法學會
URL	<a href="http://doi.org/10.14988/pa.2017.0000008610">http://doi.org/10.14988/pa.2017.0000008610</a>

## 略年譜

一九三五年十二月八日兵庫県に生まれる

### 学歴

一九五八年 三月 同志社大学法学部卒業  
一九六一年 三月 同志社大学大学院法学研究科修士課程修了

### 職歴

一九六二年 四月 同志社大学法学部助手  
一九六四年 四月 同志社大学法学部専任講師  
一九六八年 四月 同志社大学法学部助教授  
一九七三年 四月 同志社大学法学部教授（現在に至る）  
一九七六年 四月 同志社大学大学院法学研究科修士課程教授  
一九七九年 四月 同志社大学大学院法学研究科博士課程（後期課程）教授（現在に至る）

役職歴

- |       |    |                   |
|-------|----|-------------------|
| 一九六九年 | 四月 | 教務主任（七〇年三月まで）     |
| 一九七八年 | 四月 | 研究室主任（七九年三月まで）    |
| 一九七九年 | 四月 | 大学評議員（八〇年三月まで）    |
| 一九八三年 | 四月 | 教務主任（八四年三月まで）     |
| 一九八六年 | 四月 | 学部長（八七年三月まで）      |
| 一九八六年 | 四月 | 大学評議員（九三年三月まで）    |
| 一九八六年 | 四月 | 大学院委員（八七年三月まで）    |
| 一九九五年 | 四月 | 大学院委員（九七年三月まで）    |
| 一九九五年 | 四月 | 人文科学研究所長（九八年三月まで） |

学会等約職歴

- |       |    |                          |
|-------|----|--------------------------|
| 一九七五年 | 四月 | 弁護士登録（現在に至る）             |
| 一九八〇年 | 四月 | 京都府立ゼミナールハウス理事（現在に至る）    |
| 二〇〇〇年 | 四月 | 滋賀県特定調査苦情検討委員会委員長（現在に至る） |
| 二〇〇一年 | 四月 | 大津警察協会会長（二〇〇五年三月まで）      |

## 主要著作目録

### 〔修士論文〕

〔刑事訴訟における既判力〕

一九六一年

〔先決問題の拘束性〕（修士論文副論文）

### 〔著書・分担執筆〕

『刑事訴訟法要論』 共著

一九六九年 日本評論社

『全訂法学辞典』 末川編

一九七〇年 日本評論社

『基本コンメンタール刑事訴訟法』

一九七三年 日本評論社

『判例コンメンタール刑事訴訟法』 高田編

一九七六年 三省堂

『刑事訴訟法を学ぶ』 松尾・鈴木編

一九七七年 有斐閣

『ワークブック刑事訴訟法』 田宮他

一九七八年 有斐閣

『概説刑事訴訟法』

一九八九年 ミネルヴァ書房

『刑事訴訟法への招待』

二〇〇〇年 法学書院

### 〔訳書〕

アラン・バーヌ・「市民の自由と警察権力」 児島武雄監訳 一九六六年 日本評論社

フエヒナー・「自然法と実存哲学」〔現代の法思想〕恒藤武二編)

一九六六年 ミネルヴァ書房

アンソニー・ルイス・『アメリカ司法の英知』

一九七二年 世界思想社

ホルスト・シューラー(講演)「ドイツ連邦共和国における少年犯罪—その処遇と予防について—」

一九七九年 同志社法学一五五号

〔論文・その他〕

〔刑事確定判決と既判力〕

一九六二年 同志社法学七一号

〔法廷等の秩序維持に関する法律違反事件について〕

一九六二年 同志社法学七三号

〔Double Jeopardyとその諸問題(一)(二)〕

一九六二年 同志社法学七四・七六号

〔刑事司法における法治原理(一)(二)〕

一九六三年 同志社法学八一・八二号

〔控訴審における訴因変更の適否〕

一九六三年 法学論叢七四号

〔既判力〕

一九六三年 『最高裁判所に関する研究』

〔先決問題の拘束性に関する一考察(一)(二)(三)〕

一九六四年 同志社法学八五・八六・八七号

〔ゴウルド対合衆国事件〕

一九六五年 同志社法学九四号

〔オルムステッド対合衆国事件〕

一九六五年 同志社法学九五号

〔マロニー対合衆国事件〕

一九六六年 同志社法学九六号

〔競合犯〕

一九六七年 『竹田・植田博士還暦記念論文集』

- 「明治初期刑事法思想の研究―ポアソナードの思想を中心として―」  
一九六七年 同志社法学一〇四号
- 「明治初期拷問制度とポアソナード」  
一九六八年 同志社法学一〇五号
- 「ギデオン対ウェンライト事件―貧困者に対する弁護人の保障―」  
一九七〇年 同志社法学一一七号
- 「ロッチン対キャリフォーニア事件」  
一九七〇年 同志社法学一一八号
- 「偽計による自白」  
一九七一年 別冊ジュリスト三二二号
- 「既判力の効力」  
一九七一年 別冊ジュリスト三二二号
- 「控訴理由」  
一九七一年 『法学演習講座刑事訴訟法』 法学書院
- 「控訴審における事実の取調べ」  
一九七一年 『法学演習講座刑事訴訟法』 法学書院
- 「自白の証拠能力」  
一九七二年 『判例演習講座刑事訴訟法』 世界思想社
- 「裁判の確定力」  
一九七二年 『演習刑事訴訟法』 青林書院
- 「控訴の範囲」  
一九七二年 『演習刑事訴訟法』 青林書院
- 「郵便物の押収」  
一九七二年 『捜査法大系(Ⅲ)』 日本評論社
- 「最近の裁判官忌避申立事件をめぐって」  
一九七三年 判例評論一六七号
- 「共犯者の自白と証拠能力」  
一九七三年 『セミナー法学全集刑事訴訟法』 日本評論社
- 「証人対質権と証言拒否権との関係―Davis v. Alaska, 45U. S. 308を中心として―」  
一九七五年 同志社アメリカ研究一三二号
- 「オプラー博士とのインタビュー」  
一九七五年 法律時報四七巻四号

「アメリカの法律問題」

一九七六年 英語研究一月号

「国選弁護制度と弁護人報酬制度の法理」(昭和五一年日本弁護士連合会特別研修にて公演)

一九七七年 日本弁護士連合会特別研修論叢(昭和五二年版)

「刑事訴訟法の基礎理論に関するノート(二)」—松尾・鈴木論争を契機として—

一九七七年 同志社法学一四四号

「刑事訴訟法の基礎理論に関するノート(二)」—公訴事実と訴因—

一九七七年 同志社法学一四六号

「刑事訴訟法の基礎理論に関するノート(三)」—公訴の対象と審判の対象—

一九七七年 同志社法学一四七号

「英米陪審法制をめぐる諸問題」—大陪審・小陪審の機能と運用—

一九七七年 『現代の刑事法学(下) 平場安治博士「還暦祝賀」 有斐閣

「赃物の同一性」

一九七八年 刑法判例百選Ⅱ各論(ジュリスト五八号)

「盗聴の規制」

一九七八年 英米法判例百選Ⅰ公法(ジュリスト五九号)

「公訴事実と訴因に関する一考察」—公訴事実概念を中心として—

一九七八年 同志社法学一五三号

「刑事訴訟法の基礎理論に関するノート(四)」—訴訟の実質的原理の変遷—

一九七八年 同志社法学一五四号

「職務質問と所持品検査の限界」(最判昭和五三・六・二〇)」

一九七九年 判例時報九一三号

「刑法二六条一号にいう『禁固以上ノ刑ニ処セラレ』の意義（最決昭和五四・三・二七）」

一九八〇年 判例時報九六〇号

「自動車検問の法的根拠―最高裁判所の新判断―（昭和五五・九・二二第三小法廷）を契機に」

一九八〇年 法学セミナー三一〇号

「訴因変更要否の基準（最決昭和五五・九・二二）」

一九八〇年 判例時報九八二号

島伸一著「警察官による自動車の停止（一）（五）―自動車検問の法的規制をめぐって―」

一九八一年 法律時報五三卷五号

「刑事訴訟における訴訟対象論の展開―ドイツの学説を中心として―（一）」

一九八一年 同志社法学一六九号

「刑事訴訟における訴訟対象論の展開―ドイツの学説を中心として―（二）」

一九八二年 同志社法学一七一号

「刑事訴訟における訴訟対象論の展開―ドイツの学説を中心として―（三）」

一九八二年 同志社法学一七四号

「訴因変更の限界と無罪判決―日大闘争事件・最高裁判決を契機に（現代の視点）―」

一九八四年 法学セミナー三四八号

「刑事訴訟における訴訟対象論の展開―ドイツ『同一性論』形成の史的側面―（四）」

一九九〇年 同志社法学一八八号

「受刑者の弁護士との接見交通に対する制限が刑務所長の裁量の範囲内であるとされた事例（最新判例評釈四八）」

二〇〇一年 現代刑事法三卷八号



「刑事訴訟と被害者の地位」

—法と世論の狭間の裁判—

二〇〇二年 同志社法学二八三号

「裁判と世論—大津事件をふりかえりつつ—」

二〇〇三年 受験新報五三卷四号

「少年法の行方—家庭裁判所は死んだ、家庭裁判所よ生きよ—」

二〇〇五年 現代刑事法七卷一号

〔学界回顧〕

刑事訴訟法(学界回顧一九七七年)

一九七七年 法律時報四九卷一四号

刑事訴訟法(学界回顧一九七八年)

一九七八年 法律時報五〇卷一二号

刑事訴訟法(学界回顧一九七九年)

一九七九年 法律時報五一卷一三号